

アイソトープ・放射線研究発表会

幹事会規約

制 定 昭和38年10月16日

最終改正 令和 6年 8月27日

(目的)

第1条 この規約は、アイソトープ・放射線研究発表会（以下、「研究発表会」という。）の円滑な実施に資するため、幹事会の組織及び運営等に関して必要な事項を定める。

(設置)

第2条 アイソトープ・放射線研究発表会開催企画会議規約第4条の規定に基づき、アイソトープ・放射線研究発表会開催企画会議（以下、「開催企画会議」という。）の中に幹事会を設置する。

(任務)

第3条 幹事会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) プログラムの編成
- (2) 研究発表会開催期間における会場責任者
- (3) 若手優秀講演賞及びポスター賞の受賞者の選考
- (4) その他、研究発表会の運営に必要な事項

(構成)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、公益社団法人日本アイソトープ協会理工・ライフサイエンス部会と連携し、各活動を相互的に援助するものとする。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事長は、理工・ライフサイエンス部会常任委員会からの推薦によって選任する。

- 2 幹事長は幹事会を招集し、その議長となる。
- 3 幹事長は、幹事の中から副幹事長を指名する。
- 4 幹事長は、その職務を副幹事長又は他の幹事に委任することができる。委任を受けた副幹事長又は幹事は、幹事長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

(幹事)

第6条 開催企画会議の委員長（以下、「運営委員長」という。）が幹事を委嘱する。

- 2 幹事には、運営委員、並びに理工・ライフサイエンス部会の構成員をそれぞれ一定数充てることとする。なお、その他運営委員長が指名する者を幹事とすることができる。
- 3 幹事の任期は、当該回の開催前年10月1日から翌年9月30日までとする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第7条 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は幹事長の決するところによる。

(改廃)

第8条 この規約の改廃は、開催企画会議の決議を経て行う。

(事務)

第9条 幹事会の事務は、アイソトープ・放射線研究発表会事務局が行う。

附則 この規約は、平成29年11月9日から施行する。

附則 この規約は、令和元年9月1日から施行する。

附則 この規約は、令和6年8月27日から施行する。